助成番号 23-G16

松下幸之助記念志財団 研究助成研究報告

(MS Word)

【氏名】

景 旻

【所属】(助成決定時)

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻国際関係論コース博士課程

【研究題目】

中華人民共和国成立初期における外国人管理――その形成、変遷と意義

【研究の目的】(400字程度)

本研究の目的は、国内における外国人活動の様々な具体例を通して、中華民国政権から中華人民共和国政権へと政権が転換期における在華外国人の権利と地位の変化に注目しながら、国内行政と外交の交差点にある「外事管理」がいかに形成されたのかということを考察し、中国政治外交史における 1949 年前後の連続性と断絶性を再検討する。アヘン戦争以降、租界、治外法権、関税などの「特権」に基づいて、商人や宣教師など様々な職業を務める外国人は中国での活動を展開し始めた。これらの活動に伴い、外国人が中国で享受する権利、特に不平等条約による外国人「特権」の問題は清末や中華民国初期からすでに政府または世論に注目され、中華民国期に至るまで中国が直面した重要な課題であったといえる。中華人民共和国は従来の外交を一切承認しないと宣言した中華人民共和国は、近代以来の外国人「特権」を終結したと考えられるが、具体的にどのような方法で実現したのかに関する実証研究本研究は以上の問題関心を抱え、地方行政機関による外国人案件の処理を捉えながら、中華人民共和国建国前後の事実上の外国人「特権」問題に対する処理を実証して、その変化を議論したい。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究の主な内容は、中華人民共和国の外国人管理政策と行為を実証し、異なる時代背景において中国共産党政権は外国人管理を如何に認識して、如何なる目的を達成するために、どのような政策を採用したことを解明する。

本研究の考察と分析は主に三つの部分に設定されている。第一に、中華人民共和国成立初期における外国人管理がどのように実施されたかを解明する。管理機関と体制の確立、各種管理政策の設定、および実際に実行した管理活動を時間順に考察し、政府による外国人の戸籍と家族情報、仕事と財産、旅行と出入国など様々な面における管理を実証しながら、外国人が実際に享受する権利を分析する。第二に、特に近代以来の外国人問題および政権の対処について 49 年前後の比較を行い、中華民国から中華人民共和国への連続性と断絶性について分析するうえ、中華人民共和国の「革命外交」の実現過程、すなわち共産党政権は如何に外国人「特権」を事実上に廃除したかを建国後における外国人管理活動から実証する。第三に、建国以降から 60 年代までの外国人管理政策の変化を取り上げ、この新しく生まれた「外事制度」の実態と変容を検討し、現代中国外交はいかに始まって進展してきたのかという大きな問いに対して、外国人管理ないし「外事工作」の歴史文脈から解読する。

本論文は歴史学のアプローチで実証研究を行い、マルチアーカイブの研究方法で進める。関連史料について、中国共産党政権による政策や行動が考察対象であるため、一次史料は各省、市、区政府の文書を中心に考察するが、説明の際は特定な都市を事例として説明することがある。また、公刊資料、当時の新聞・雑誌、関連人物の回想録及び海外の資料や日、英、米、豪など他国の公文書などは二次史料として参考にする。中華人民共和国成立後の比較対象として、中華民国末期の状況は参照として言及されるが、史料に基づく分析もありながら既存の研究を引用することもある。

【結論・考察】(400字程度)

本研究が明らかにした史実を通して、中華人民共和国建国後の外国人「特権」の変化並びに「外事体制」の形成と意義を以下のように総括する。

中華民国は条約改正によって租界や治外法権などの外国人「特権」を撤廃したものの、外国人がすでに獲得した利益を触れておらず、さらに他の形で事実上の優遇を外国人に与えたと共産党政権は批判した。中国共産党はこれを国民党政権の腐敗と売国行為として非難しながら、自分の方こそより徹底的な「国権回復」を目指していると打ち出した。中国共産党が認識した外国人「特権」は、治外法権や租界などの条約が規定した権利だけでなく、近代以来の「列強」が中国に進出して得た利益を全般的に包括した。故に、外国人の旅行や仕事などの日常活動を制限し、外資企業や組織を接収するなどのことを「特権」の撤廃と「国権回復」の一環として建国後に地方政府の任務となった。中華人民共和国は前述の「国権回復」を実現するために、政府の中で外国人管理を専務する「外事制度」を構築し、この新たな外事制度という一方的に外国人の活動を厳しく制限する行政管理のルートによって、近代以来の外国人「特権」問題を終結させた。